

資料4

静内川水系外流域治水協議会の設立趣旨（案）

今般設置する「静内川水系外流域治水協議会」（以下、「協議会」という。）は、令和元年（2019年）東日本台風や平成28年（2016年）8月の一連の台風、令和4年（2022年）8月の豪雨など、近年頻発している激甚な水害などに備えるため、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を防止・軽減する治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うために設置するものです。

この協議会では、「日高振興局河川減災対策協議会」の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討し、関係機関と密接な連携体制を構築して流域治水に取り組むための協議等を行います。